

厚生労働省「ものづくりマイスター」による実技指導のご案内

(企業編)

静岡県地域技能振興コーナー
(静岡県職業能力開発協会)

ものづくりなどに関して優れた技能、経験を有する方を厚生労働省「ものづくりマイスター」として認定・登録し、若年技能者への実践的な実技指導や、効果的な技能の継承や後継者の育成を行っています。

(1) 実技指導の内容

派遣対象	中小企業(中小企業基本法第2条に定める中小企業者)
指導対象者	35歳未満の若年技能者。但し、35歳以上であっても、当該職種の技能が十分でない認められるものであれば受講できます。実技指導は1名から利用できます。 (基本は複数の方の受講をお願いします)
指導内容	技能検定2級～3級程度のレベルを目安とします。
指導回数	派遣指導1件につき20回を上限とします。

(2) 費用

① 昨年度及び今年度に派遣実績がない場合

謝金・旅費等 実施指導に必要なマイスターへの謝金・旅費・検定材料(消耗品)は規定内において当協会が負担します。

材料 指導対象者1人1日当たり、2,000円(税抜)を上限に負担します。
工具、書籍等の購入費は負担できません。
材料の手配は、依頼元の事業所にてお願い致します。
材料購入時の請求書は「静岡県職業能力開発協会長」宛に発行ください。

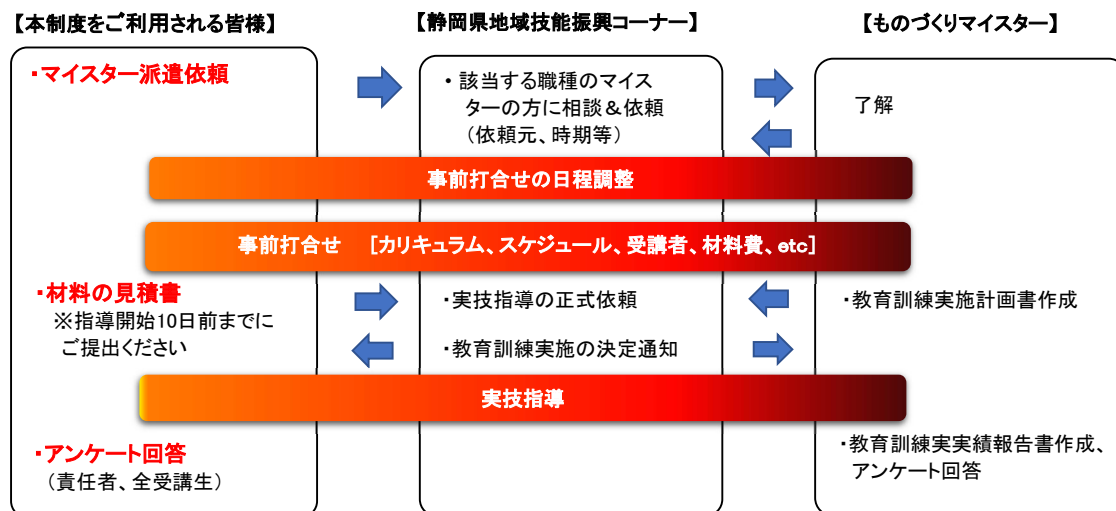
② 昨年度及び今年度に派遣実績がある中小企業等、または大企業の場合

全ての経費を負担する場合に限り、ものづくりマイスターの派遣指導を行えます。

(3) その他

実技指導会場	受講者の事業所にて実施いただきます。 但し、派遣対象事業所に適切な施設(設備)がなく、低廉な公共職業訓練施設等が借用できる場合は、その施設を利用します。その際の賃借料は、当協会が負担します。 なお、受講される方の施設までの交通費は負担いただきます。
傷害保険	万一の事故に備え、責任者/受講者及び設備の保険に加入します。(当協会負担)

○ 実技指導の作業の流れ



・安全な指導のために

1日の実技指導は、3時間程度を目安としています。(要相談)

受講者数、指導内容、利用する設備数等を総合的に判断し、適切な受講者数に分割して受講頂く、または、複数のマイスター/補助者の体制にする等を行い実施いたします。